

議案第 15 号

京丹後市水道事業給水条例の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

水道法の一部改正により、水道事業の一部の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市水道事業給水条例の一部を改正する条例

京丹後市水道事業給水条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市水道事業給水条例 平成16年4月1日 条例第206号 第1条～第32条 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第33条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第34条～第43条 (略)	京丹後市水道事業給水条例 平成16年4月1日 条例第206号 第1条～第32条 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第33条 (略) 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第34条～第43条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>